

## V 和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査等に 係る帰国生徒取扱い

### 1 定義

「帰国生徒」とは、日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等に勤務するか又は海外において研究・研修を行うこと等を目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者の子供等で、原則として引き続き2年を超える期間海外に在留していた子供をいう。

### 2 取扱い

(1) 上記の帰国生徒にあたる者で、本人のもつ能力が十分発揮されていないと考えられる相当の根拠のあるものについては、次のいずれかの手続を行うこと。

ア 日本の中学校を卒業した者又は在籍している者については、出身中学校長が、協議書（別記第1号様式）を作成し、志願先の高等学校長宛て親展で原則として令和5年2月17日（金）までに提出すること。

イ 現在海外に在留している者については、保護者が、協議書（別記第1号様式）を作成し、志願先の高等学校長宛て親展で原則として令和5年2月17日（金）までに提出すること。

(2) 高等学校長は、出身中学校長又は保護者からの協議書を検討したうえで、受検協議書（別記第2号様式）を作成し、（県）学校教育局県立学校教育課長宛てに、原則として令和5年2月24日（金）までに提出すること。

(3) （県）学校教育局県立学校教育課長が承認した場合、当該高等学校長は、入学者選抜学力検査の成績等を勘案し、募集定員を超えて入学を許可することができる。

### 3 対象者

帰国した日から原則として2年以内に和歌山県立高等学校入学者選抜に係る学力検査等を受検する帰国生徒に適用する。